公益社団法人 福山観光コンベンション協会
定　　款

公益社団法人 福山観光コンベンション協会

目　　次

１．第１章 総則 …… 1

２．第２章 目的及び事業 …… 1

３．第３章 会員 …… 1

４．第４章 会員総会 …… 2

５．第５章 役員 …… 3

６．第６章 理事会 …… 5

７．第７章 資産及び会計 …… 5

８．第８章 定款の変更及び解散 …… 6

９．第９章 公告の方法 …… 6

10. 附　則 …… 7

2024.6.25 現在

第１章　　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益社団法人福山観光コンベンション協会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を広島県福山市西町二丁目１０番１号に置く。

第２章　　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、次のことを目的とする。

（１）福山市とその周辺地域の観光及びコンベンション（各種会議、大会、展示会等をいう。以下同じ。）に関する事業の振興を図るとともに、観光資源の開発、観光施設、公園・遊園地の管理運営を行い、もって観光客の誘致、コンベンションの誘致･支援等を行なうことにより地域経済の活性化及び産業文化の向上並びに都市観光の発展に寄与することを目的とする。

（２）福山市立動物園の有効利用の推進に協力するとともに、動物の知識及び動物愛護思想の普及を図り、もって市民の教育文化の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

（１）観光事業及びコンベンション事業の企画・調査・研究並びに観光資源の開発に関すること。

（２）観光施設の整備及び事業の運営に関すること。

（３）観光客の誘致及び観光宣伝に関すること。

（４）コンベンションの誘致、開催及び支援に関すること。

（５）観光案内所の運営に関すること。

（６）観光及びコンベンションの広報宣伝及び情報発信に関すること。

（７）観光事業機関及び関係団体との交流・連絡・協調に関すること。

（８）公園・遊園地等の管理運営に関すること。

（９）国・県・市からの観光事業の受託運営に関すること。

(10) 福山市立動物園の管理運営に関すること。

①　福山市立動物園における飼育展示及び動物の治療等の管理運営事業

②　野生傷病保護事業及び動物に関する調査研究事業

③　福山市立動物園に対する援助協力事業及び動物の知識・愛護思想の教育普及事業

④　動物及び動物園等に関する国並びに地方公共団体からの受託事業

(11) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

２　前項の事業は、広島県内において行うものとする。

第３章　　会員

（法人の構成員）

第５条　この法人に次の会員を置く。

（１）正会員　　本会の目的に賛同して入会した個人、法人または団体。

（２）特別会員　本会の事業に関係を有する官公署、またはこれに準ずる公共団体で、会員総会において推薦された者。

（３）名誉会員　本会に功労のあったもの、または学識経験者で会員総会において推薦された者。

２　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の会員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みを行い、その承認を受けなければならない。

（会費）

第７条　正会員は、会員総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

２　既納の会費は返還しないものとする。

（任意退会）

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（１）この定款その他の規則に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（３）その他、除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第 10 条　前２条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）第７条の支払義務を２年以上履行しなかったとき。

（２）総正会員が同意したとき。

（３）当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第４章　　会員総会

（構成）

第 11 条　会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

２　　前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）

第 12 条　会員総会は、次の事項について決議する。

（１）会員の除名

（２）理事及び監事の選任又は解任

（３）理事及び監事の報酬等の額

（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

（５）定款の変更

（６）解散及び残余財産の処分

（７）基本財産の処分の承認

（８）その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 13 条　この法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とする。

２　定時会員総会は、毎年１回６月に開催するほか、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 14 条　会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

３　会員総会を招集するには、会長は会員総会の日の１週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

（議長）

第 15 条　会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第 16 条　会員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決議）

第 17 条　会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）会員の除名

（２）監事の解任

（３）定款の変更

（４）解散

（５）基本財産の処分

（６）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第 18 条　会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印をする。

第５章　役員

（役員の設置）

第 19 条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　２０名以上２８名以内

（２）監事　２名以内

２　理事の内１名を会長、３名以内を副会長、１名を専務理事、１名を常務理事とする。

３　前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって、同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 20 条　理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

２　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

（理事の職務及び権限）

第 21 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、会長の業務執行に係る職務を代行する。

４　専務理事は、会長の定める業務を分掌し、執行する。

５　常務理事は、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、専務理事の職務を代行する。

６　会長及び専務理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 22 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 23 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 24 条　理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第 25 条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会長及び専務理事に対しては会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（相談役及び顧問）

第 26 条　この法人に、任意の機関として、３名以内の相談役及び若干名の顧問を置くことができる。

２　相談役は、本会に功労のあった者、顧問は、学識経験者のうちから、それぞれ理事会において選任及び解任を行う。

３　相談役は、会長の諮問に応じ本会の運営についての重大な事項または紛議などの助言、調整にあたることができる。

４　顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、または会議に出席して意見を述べることができる。

５　相談役及び顧問は、無報酬とする。

第６章　　理事会

（構成）

第 27 条　この法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 28 条　理事会は、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）会長、副会長及び専務理事の選任及び解職

（招集）

第 29 条　理事会は、会長が招集する。

２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（決議）

第 30 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 31 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印をする。

第７章　　資産及び会計

（事業年度）

第 32 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（資産の構成）

第 33 条　本会の資産は、会費及びその他の収入から成るものとする。

（資産の管理）

第 34 条　本会の資産は会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

（事業計画及び収支予算）

第 35 条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の会員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 36 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受ければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号、及び第６号の書類については、定時会員総会に提出し、第１号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）理事及び監事の名簿
（３）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 37 条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 38 条　この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 39 条　この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 40 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１ヶ月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 41 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 42 条　この法人の公告は、電子公告により行う。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の最初の会長は、松本卓臣とする。

この法人の最初の副会長は、信岡勇とする。

この法人の最初の副会長は、林克士とする。

この法人の最初の副会長は、丸山万里子とする。

この法人の最初の専務理事は、平靖行とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則

この定款は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、平成２６年３月２６日から施行する。

附　則

この定款は、平成２７年６月２９日から施行する。

附　則

この定款は、平成２９年６月２９日から施行する。

附　則

この定款は、令和６年６月２５日から施行する。